

医療情報取得加算 (A000 注 15、A002 注 10)

当院は、健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療に努めている医療機関です。

厚生労働省の定めに基づき、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

初診時	1 点
再診時(3ヶ月に1回)	1 点

(マイナ保険証の利用の有無にかかわらず)

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、その情報を活用して診察を行うこととなります。

正確な情報を取得・活用するために、受診時にはマイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

医療 DX 推進体制整備加算 (A000 注 16)

- ① 当院は医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。
 - ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施してまいります。
 - ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

外来腫瘍化学療法診療料 1 (B001-2-12)

- ① 専任の医師、看護師または薬剤師を院内に常時 1 名以上配置しています。
- ② 本診察料を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談に、24 時間対応できる体制が整備されています。
- ③ 急変時などの緊急時に、当該患者が入院できる体制が確保されています。
- ④ 化学療法のレジメン(治療内容)について、その妥当性を評価・承認する委員会を開催しています。
- ⑤ 連携する保険医療機関(外来腫瘍化学療法診療料 3 の届出医療機関)

医療機関名	開設者名	所在地	連絡先